

昭和43年4月1日

松戸市水道事業規程第6号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の構造及び材質（第5条—第13条）

第3章 給水装置の工事等（第14条—第20条）

第4章 料金、手数料、給水申込納付金及び水源費負担金（第21条—第24条）

第5章 管理（第25条—第28条の2）

第6章 雑則（第29条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、松戸市水道事業給水条例（昭和36年松戸市条例第31号。

以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第4条第1号に規定する専用給水装置は、屋内に設置することを原則とする。

（給水用途の種類）

第3条 条例第4条第1号に規定する給水装置の種類は、その用途により次の基準に従い管理者が認定する。

（1） 「一般用」公衆浴場用以外のものに使用するもの

（2） 「公衆浴場用」公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場に使用するもの

第4条 削除

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び付属用具）

第5条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓等をもつて構成するものとする。

2 給水装置には止水栓きよう、メーターます、その他の付属用具を備えなければならない。

(受水タンクの設置)

第6条 給水管の口径に比して、著しく多量の水を一時に使用する箇所、その他必要がある箇所には受水タンクを設置しなければならない。

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第7条 給水管及び給水用具の構造及び材質の基準のうち、条例第13条の2第1項の規定により管理者が指定する配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いる給水管の材質は、次のとおりとする。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管
- (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 ダクタイル鋳鉄管

第8条 削除

(給水管の口径)

第9条 給水管の口径は、その使用別、所要水量及び同時使用率等を考慮して、適當の大きさにきめなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第10条 給水管は公道内では80センチメートル以上、私道内では60センチメートル以上、また宅地内では30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。

(メーターの設置場所)

第11条 メーターの設置場所は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) メーターの点検及び交換作業が容易に行うことができる場所
- (2) 常に乾燥し、衛生的で損傷の危険のない場所
- (3) 水平に設けることができる場所
- (4) 当該給水装置所有者の敷地内で配水管又は他の給水管からの分岐点に最も近い場所

(危険防止の措置)

第12条 給水装置の末端の用具及びボイラー、温水器等の装置は、逆止弁を設ける等逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置は、市の水道と直結しないよう受水タンク等の装置によらなければならない。ただし、やむを得ない理由があると管理者が認めた場合は、真空破壊装置を備える等、逆流防止に有効な措置を講じた装置によることができる。

3 給水管は、市の水道以外の水管、その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械等と直結させてはならない。

4 給水管の中に、停滞空気が生じるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けさせなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

(給水管防護の措置)

第13条 開きよを横断して、給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 軌道下、その他電しよく又は衝撃のおそれのある箇所に、給水管を配管するときは、給水管防護の措置をしなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によつて侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防しよく、その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 給水装置の工事等

(水道利用計画書等)

第14条 条例第32条の3に規定する事業を行う者（以下「事業者」という。）

は、次条に規定する給水装置工事申込書の提出の前に水道利用計画書（第1号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の水道利用計画書の提出があつた場合において、その計画内容を承認したときは、計画1日最大使用水量等を記載した水道利用承認書（第1号様式の2）を事業者に交付するものとする。

3 前項の計画1日最大使用水量は、管理者が定める業態別使用水量基準に基づき算出するものとする。

（給水装置工事の申込み）

第14条の2 条例第9条第1項の規定による給水装置工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

（工事変更等の届出）

第15条 給水装置工事の申込をした者が、その工事を変更し、中止し、又は申し込みを取消そうとするときは、給水装置工事設計変更（工事中止、申込取消）届（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

（工費表）

第16条 管理者は、市が施行する給水装置工事の工事費の算出基礎となる工費表を備えて一般の閲覧に供するものとする。

（工事費の算出基礎）

第17条 条例第14条第1項各号に規定する工事費の算出は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

(1) 材料費は、管理者が定める材料単価に、使用材料の数量を乗じて得た額とする。

(2) 運搬費は、貨物自動車で運搬した場合は、その実費とする。

(3) 労力費は、管理者が定める工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額とする。

(4) 道路復旧費は、道路管理者が別に定めるところによる。

(5) 工事監督費は、材料費及び労力費の合計額に100分の2を乗じて得た

額とする。

- (6) 間接経費は材料費、運搬費、労力費、道路復旧費及び工事監督費の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

(工事費の前納)

第18条 市が施行する給水装置の工事費の前納については、工事費の概算額を通知した日から1月を経過し、かつ、催告を発しても納入がないときは、その工事の申し込みは取消されたものとみなす。

2 条例第15条第1項ただし書きの規定により、工事費を前納しないで精算額により徴収できるものは、修繕工事、簡易な改造工事及び官公署等の給水装置の工事の場合とする。

(工事の保証期間)

第19条 市が施行した給水装置の工事については、しゅん工後6月以内にその給水装置が当該工事のかしに起因して破損したときは、管理者がこれを補修するものとする。その費用は市が負担する。

(給水装置の確認申請)

第20条 条例第34条の2第2項の規定により給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書（第4号様式）に給水装置工事申込書を添えて管理者に提出しなければならない。

第4章 料金、手数料、給水申込納付金及び水源費負担金

(料金等の納期限)

第21条 料金、手数料、給水申込納付金（以下「納付金」という。）、水源費負担金（以下「負担金」という。）及び工事費等の納期限は指定期日のあるものを除き、その徴収方法の種類により次の各号に定めるところによる。

- (1) 納入通知書の方法による場合は、料金については、条例第27条に規定する定例日（以下「点検定例日」という。）の属する月の28日（当該納期限が休日又は日曜日に当たるときは、当該納期限後において、当該納期限に最も近い休日又は日曜日でない日）、その他については、当該納入通知書を発送した日から15日以内

(2) 集金の方法による場合は、当該納入通知書を発した日から10日以内
(料金等の徴収方法)

第22条 料金の徴収及び領収は、納入通知書によるものとする。

2 手数料、納付金、負担金及び実費徴収金の徴収は、納入通知書兼領収済通知書(第16号様式)によるものとする。

(料金の月計算)

第23条 料金は、前回の点検定例日の翌日から今回の点検定例日までを2か月として算定する。

2 前項の点検及び料金の算定は、水道使用水量・料金等のお知らせ(第17号様式)によりこれを行う。

(特別給水用料金の徴収)

第24条 条例第26条に規定する特別給水用料金は、水道施設から直接水の供給を受けた者から徴収する。

第5章 管理

(標識の掲示)

第25条 給水装置の使用者は、市が交付する標識(第18号様式)を門戸、その他他人の見やすい場所に掲示しなければならない。

(代理人及び管理人の選定届等)

第26条 条例第6条の規定による代理人の選定又は変更の届け出は、代理人選定(変更)届(第19号様式)により、また条例第7条の規定による管理人の選定又は変更の届け出は管理人選定(変更)届(第20号様式)によるものとする。

2 未成年者は、前項の代理人又は管理人となることができない。

(届け出の様式)

第27条 条例第22条の規定による届け出は、次の各号に定める様式によるものとする。

(1) 給水装置の使用を開始しようとするとき、又は使用者及び住所に変更があつたとき。(第21号様式)

- (2) 給水装置の使用を廃止し、又は中止しようとするとき。(第22号様式)
 - (3) 給水装置の用途を変更しようとするとき。(第23号様式)
 - (4) 消火栓を防火又は演習に使用しようとするとき。(第24号様式)
 - (5) 所有者に変更があつたとき。(第25号様式)
- (立入検査の身分証明書)

第28条 給水装置の検査に従事する場合は、立入検査証(第26号様式)を携帯しなければならない。

(簡易専用水道及び小規模簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理)

第28条の2 条例第40条第3項の規定による簡易専用水道及び小規模簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(料金の督促等)

第29条 管理者は、料金を納期限までに納付しない者に対し、納期限の翌日から30日以内に督促状(第27号様式)を発送するものとし、督促状に記載さ

れた納期限までになお納付しない者に対し、給水停止予告状（第28号様式）を発送するものとする。

（給水停止通知書）

第30条 条例第35条の規定により料金の未納者に対し、給水を停止したときは、給水停止通知書（第29号様式）を当該未納者に交付するものとする。

（給水停止処分による実費徴収）

第31条 条例第35条の2の規定による費用は、給水停止処分1回当たり600円とし、納入通知書兼領収済通知書により徴収するものとする。

第32条 この規程の施行について必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前松戸市上水道条例施行規則（昭和36年松戸市規則第21号）に基づきなされた手続きはこの規程によりなされた手続きとみなす。

附 則（昭和44年4月16日松戸市水道事業規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年4月1日松戸市水道事業規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年7月31日松戸市水道事業規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

附 則（昭和48年5月9日松戸市水道事業規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日松戸市水道事業規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年6月1日松戸市水道事業規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日松戸市水道事業規程第2号）

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年10月1日松戸市水道事業規程第10号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に工事店の指定を受けた者に係る保証金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年4月1日松戸市水道事業規程第2号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第16号様式を改正する規定は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日松戸市水道事業規程第6号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月20日松戸市水道事業規程第4号）

この規程は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日松戸市水道事業規程第4号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第53条の改正規定、第30号様式の改正規定及び第31号様式の改正規定は、昭和58年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の松戸市水道事業給水規程に基づいて調整した申請書等で、その用紙が現に残存している場合は、当分の間従前の例により使用することができる。

附 則（昭和59年3月31日松戸市水道事業規程第3号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にこの規程による改正前の松戸市水道事業給水規程（以下「改正前の規程」という。）の規定によりなされた申請その他の手続きは、それぞれこの規程による改正後の松戸市水道事業給水規程（以下「改正後の

規程」という。)の規定によりなされた申請その他の手続きとみなす。

- 3 改正前の規程の規定により交付した指定工事店登録証は、改正後の規程の規定により交付した指定工事店指定証とみなす。

附 則（昭和59年4月28日松戸市水道事業規程第5号）

この規程は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日松戸市水道事業規程第3号）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日松戸市水道事業規程第3号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年7月9日松戸市水道事業規程第6号）

この規程中、第1条の規定は平成2年9月1日から、第2条の規定は同年12月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日松戸市水道事業規程第3号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日松戸市水道事業規程第11号）

この規程は、平成4年12月27日から施行する。

附 則（平成5年3月1日松戸市水道事業規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第27条及び第10号様式の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前にこの規程による改正前の松戸市水道事業給水規程（以下「改正前の規程」という。）第28条の規定によりなされた申請は、この規程による改正後の松戸市水道事業給水規程（以下「改正後の規程」という。）第28条の規定によりなされた申請とみなす。
- 3 改正後の規程第27条の規定は、平成5年4月1日以後に指定する工事店の指定の有効期間について適用し、同日前に指定した工事店の指定の有効期間については、なお従前の例による。

- 4 改正前の規程第30条第1項の規定により交付した松戸市水道指定工事店指定証（以下「指定証」という。）は、当該指定証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の規程第30条第1項の規定により交付した指定証とみなす。

附 則（平成6年3月31日松戸市水道事業規程第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日松戸市水道事業規程第5号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日松戸市水道事業規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日松戸市水道事業規程第2号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月1日松戸市水道事業規程第1号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日松戸市水道事業規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月1日松戸市水道事業規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月17日松戸市水道事業規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日松戸市水道事業規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日松戸市水道事業規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月31日松戸市水道事業規程第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日松戸市水道事業規程第3号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日松戸市水道事業規程第1号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日松戸市水道事業規程第1号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月23日松戸市水道事業規程第2号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月26日松戸市水道事業規程第4号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月20日松戸市水道事業規程第3号）
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

第1号様式

(用紙規格JIS A4)

(その1)

水 道 利 用 計 画 書

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

住所
申請人
氏名

住所
代理人
氏名

松戸市水道事業給水規程第14条第1項の規定に基づき、次により水道利用計画書を提出します。

受 付 欄	納 付 欄		承 認 欄
年 月 日	納 付 年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 号	水源費負担金	円	第 号

(その2)

施設の概要

1 施設の所在地 _____

2 施設の名称 _____

3 施設計画概要

・宅地造成 _____

・建築物 _____

・計画1日最大使用量 _____

4 工事期間

着手予定日 _____ 年 月 日

完成予定日 _____ 年 月 日

5 給水開始希望日

_____ 年 月 日

6 添付図書

(1) 位置図

(2) 配置図

(3) 平面図

(4) その他

第1号様式の2

(用紙規格JIS A4)

水道利用承認書	
年 月 日 第 号	
様	
松戸市水道事業管理者	
年 月 日付けの水道利用計画書について、下記の条件により承認いたします。	
記	
1	施設の所在地
2	施設の名称
3	用途
4	計画1日最大使用水量 m^3
(算定基礎)	
5	水源費負担金 円
6	給水開始日 年 月 日

第3号様式

(用紙規格 J I S A 4)

給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届

年 月 日

（宛先） 松戸市水道事業管理者

申込者 住所 松戸市 番地
氏名

下記のとおり給水装置工事の変更（工事中止・申込取消）したいのでお届けいたします。

申込受付年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
種 別	専用栓 消火栓	個 個	用 途 用
工 事 種 別	新設 改造 撤去		
工 事 場 所	番地		
工 事 施 行 者 (申込者代理人)	番地 氏名 電話 番		
工 事 変 更 の 場合の変更要点			
工事変更の場合 の現場立会人 氏 名			

この届出書は2部提出すること。

第4号様式

(用紙規格JIS A4)

給 水 装 置 確 認 申 請 書

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

住 所
申請者 氏名又は名称
電話番号

松戸市水道事業給水規程第20条の規定により給水装置の確認を受けたいので、次のとおり申請いたします。

工 事 場 所	
給 水 装 置 の 種 類	専用給水装置 私設消火栓
給 水 管 の 口 径 及 び 個 数	

納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号
----------	--

第16号様式

(用紙規格 縦17.5cm 横8.5cm)

納入通知書兼領収通知書										領収証書控										領収証書												
会計年度			調定番号			水道事業会計				会計年度			調定番号			水道事業会計				会計年度			調定番号			水道事業会計						
年度			第 号			勘定				年度			第 号			勘定				年度			第 号			勘定						
納入										納入										納入												
事業コード										事業コード										事業コード												
科目		款				項				科目		款				項				科目		款				項						
金額		千	万	百	十	万	千	百	十	円	金額		千	万	百	十	万	千	百	十	円	金額		千	万	百	十	万	千	百	十	円
うち消費税相当額		十		万		万		千		百		十		円		うち消費税相当額		十		万		万		千		百		十		円		
ただし、 納付期限 年 月 日 納付場所 松 戸 市 水 道 事 業 出納及び収納取扱金融機関 上記の通り納付して下さい。 年 月 日 領収日付印 松戸市水道事業管理者 印										ただし、 納付場所 松 戸 市 水 道 事 業 出納及び収納取扱金融機関 上記の通り納付します。 領収日付印										ただし、 上記金額領収いたしました。 松 戸 市 水 道 事 業 出 納 及 び 収 納 取 扱 金 融 機 関 領収日付印												
(水道事業へ送付)										(取扱金融機関保管)										(納入へ交付)												

(用紙規格 縦11.5センチメートル 横18.0センチメートル)

(表面)

水道使用水量・料金等のお知らせ				上下水道料金等振替済のお知らせ	
※本証より料金をいただくことはありません。 様				様	
お客様番号：		水 栓 番 号：		年 月請求振替分	
道 順 番 号：		メーター番号：		使用期間 月～月使用分	
年 月請求(年 月～ 年 月使用分)		使用水量 m ³		振 替 日 年 月 日	
使 用 水 量	m ³	請求予定額	円	振 替 金 額	円
今 回 指 針 m ³ 前 回 指 針(-) m ³ 旧メーター水量(+) m ³	検針日	うち消費税 (%)相当額	円	うち消費 税相当額	円
		上水道料金	円	上水道料金	円
		うち消費税 (%)相当額	円	うち消費 税相当額	円
		下水道使用料	円	下水道使用料	円
口座振替日・納付期限は、 年 月 日です。				うち消費 税相当額	円
事業者名 松戸市水道事業 松戸市下水道事業会計 登録番号 T2800020003313 T1800020003322				上記の金額を口座振替により振替いたしました。	
検針員					

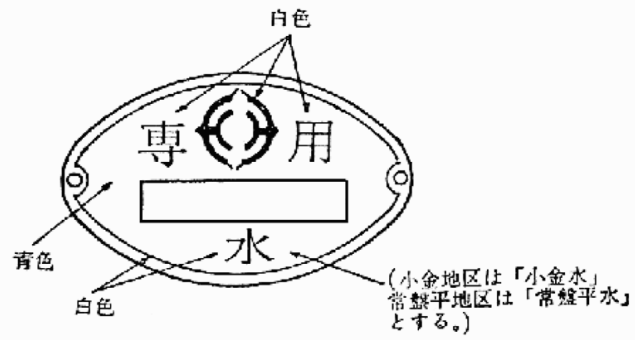
(裏面)

お 願 い ◎ メーター付近に犬をつないだり、物を置かないでください。 ◎ 転出・転入及び使用者の名義変更などの際は下記までご連絡ください。 ◎ 宅地内の漏水を発見したら、至急水道事業指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。 ※ 漏水確認の仕方 屋内外のすべての蛇口等をしてメーター内のパイロットが回転していれば、漏水の疑いがあります。
--

第18号様式

材 質 アルミニウム

規 格 { 縦 32ミリメートル
横 52ミリメートル



代 理 人 選 定 (変 更) 届

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

給水装置所有者 住 所
氏 名

下記のとおり代理人を選定(変更)したのでお届けいたします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	番 地		
種 別	専 用 栓 私 設 消 火 栓	用 途	用
水 栓 番 号	第 号		
代 理 人 の 住 所 氏 名	職 業	番 地 氏 名	
代 理 人 の 住 所 氏 名	旧 新	番 地 番 地	氏 名 氏 名
代 理 人 を 必 要 と す る 事 由			

管 理 人 選 定 (変 更) 届

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

給水装置共有者(連名)

下記のとおり管理人を選定(変更)したのでお届けいたします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	番 地		
種 別	専 用 栓 私 設 消 火 栓	用 途	用
水 栓 番 号	第 号		
管 理 人 の 住 所 氏 名	職 業	番 地 氏 名	
管 理 人 の 住 所 氏 名	旧 新	番 地 番 地	氏 名 氏 名
備 考			

給水の使用開始(使用者変更)届

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

住 所
給水装置所有者
氏 名

下記のとおり給水の使用を開始(使用者変更)したいので届出します。

設 置 場 所			
	電 話		
料金の支払い場所			
フ リ ガ ナ 使 用 者 氏 名			
給水の使用開始 年 月 日	年 月 日		
お 客 様 番 号	—		
水 栓 番 号	第 号	量水器番号	
使 用 者 変 更 の 場 台	新使用者 番地 氏名 旧使用者 番地 氏名		
使 用 者 変 更 年 月 日	年 月 日		
種 別 及 び 用 途	専用栓	消火栓	用途
申 込 の 区 分	新設	再開	使用者変更
備 考	1 この様式中該当しない事項は消すこと。 2 「専用栓」の場合は必ず用途を明記すること。		

給水装置使用廃止(中止)届

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

住所
給水装置所有者
氏名

下記のとおり給水装置の使用を廃止(中止)したいのでお届けします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所			
	電 話		
使 用 者 氏 名			
給 水 使 用 廃 止 (中止)の年月日	年 月 日		
お 客 様 番 号			
水 栓 番 号	第 号	量水器番号	
種 別 及 び 用 途	専用栓 消火栓	用 途	一般用 公衆浴場用
備 考	転出先住所 勤務先名 電話番号		

今回指針

区分2ー

前回指針

使用水量

計

円

給 水 装 置 用 途 変 更 届

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

給水装置所有者 住 所
氏 名

下記のとおり給水装置の用途を変更したいのでお届けします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	番 地
使 用 者 氏 名	
変 更 年 月 日	年 月 日
水 栓 番 号	第 号
用 途 別	新
	旧
備 考	

消火栓使用(演習使用)届

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

住 所
消火栓使用者
氏 名

下記のとおり消火栓を防火(演習)に使用した(したい)のでお届けいたします。

消 火 栓 の 設 置 場 所	番 地			内
消 火 栓 番 号	消火栓 第	号		
消火栓の種類	公設消火栓 私設消火栓	封かん 封かん	メーター付き メーター付き	
消 火 栓 使 用 の 日 時	午	年 月 日 時 分から	午	時 分まで
使用予定水量	消防車	台	約	立方メートル
使 用 の 対 象	1 番地 方に発生した 火災を消火したため。 2 演習に使用するため。			

○ この届け書には適宜の様式により減免申請書を添えて提出してください。

給水装置所有者変更届

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

住所 番地
届出人
氏名

下記のとおり給水装置の所有者が変更になりましたので届け出ます。

給水装置の 設置場所	番地
水栓番号	第 号
給水装置の 旧所有者住所氏名	
給水装置の 新所有者住所氏名	
変更年月日	年 月 日
備 考	

- ご注意 1 旧所有者が所在不明その他理由で署名押印が得られないときは新所有者が所有権を取得したことを証明する書類を添付してください。
- 2 後日利害関係人その他のものから異議が生じても当市水道部はその責任を負いません。

第26号様式

(用紙規格 縦8.3センチメートル 横5.3センチメートル)

立 入 検 査 証

表 面	裏 面
No.	水道法の抜すい
松戸市水道部勤務	(給水装置の検査)
職	第17条 水道事業者は、日出後日没前に限
氏 名	り、その職員をして、当該水道によって
生年月日 年 月 日	水の供給を受ける者の土地又は建物に立
水道法第17条第2項の規定に基づく職員	ち入り、給水装置を検査させることがで
の	きる。ただし、人の看守し、若しくは人
立 入 検 査 証	の住居の使用する建物又は閉鎖された門
松戸市水道事業管理者 	内に立ち入るときは、その看守者、居住
年 月 日発行	者又はこれらに代るべき者の同意を得な
(有効期間1年)	なければならない。
	2 前項の規定により給水装置の検査に従
	事する職員は、その身分を示す証明書を
	携帯し、関係者の請求があったときは、
	これを提示しなければならない。

(表)

千葉県松戸市上下水道料金等納入通知書	千葉県松戸市上下水道料金等領収済通知書(督促状)	千葉県松戸市 上下水道料金等領収証控	千葉県松戸市 上下水道料金等納入通知書兼領収証書																																											
お客様番号	様	<table><tr><td colspan="3">お客様番号</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr><tr><td>請求年月</td><td>使用水量</td><td></td></tr><tr><td>上水道料金</td><td>うち消費税相当額</td><td></td></tr><tr><td>下水道使用料</td><td>うち消費税相当額</td><td></td></tr><tr><td>収納金額</td><td>うち消費税相当額</td><td></td></tr></table>	お客様番号						請求年月	使用水量		上水道料金	うち消費税相当額		下水道使用料	うち消費税相当額		収納金額	うち消費税相当額		<table><tr><td colspan="2">お客様番号</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>請求年月</td><td></td></tr><tr><td>ご使用月</td><td></td></tr><tr><td>使用水量</td><td></td></tr><tr><td>上水道料金</td><td></td></tr><tr><td>うち消費税相当額</td><td></td></tr><tr><td>下水道使用料</td><td></td></tr><tr><td>うち消費税相当額</td><td></td></tr><tr><td>請求金額</td><td></td></tr><tr><td>うち消費税相当額</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	お客様番号				請求年月		ご使用月		使用水量		上水道料金		うち消費税相当額		下水道使用料		うち消費税相当額		請求金額		うち消費税相当額				
		お客様番号																																												
請求年月	使用水量																																													
上水道料金	うち消費税相当額																																													
下水道使用料	うち消費税相当額																																													
収納金額	うち消費税相当額																																													
お客様番号																																														
請求年月																																														
ご使用月																																														
使用水量																																														
上水道料金																																														
うち消費税相当額																																														
下水道使用料																																														
うち消費税相当額																																														
請求金額																																														
うち消費税相当額																																														
		<table><tr><td colspan="3">お客様番号</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr><tr><td>請求年月</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>使用水量</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>上水道料金</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>うち消費税相当額</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>下水道使用料</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>うち消費税相当額</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>下水道使用料</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>うち消費税相当額</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>収納金額</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>うち消費税相当額</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr></table>	お客様番号						請求年月			使用水量			上水道料金			うち消費税相当額			下水道使用料			うち消費税相当額			下水道使用料			うち消費税相当額			収納金額			うち消費税相当額						<table><tr><td colspan="2">納付期限</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>	納付期限			
お客様番号																																														
請求年月																																														
使用水量																																														
上水道料金																																														
うち消費税相当額																																														
下水道使用料																																														
うち消費税相当額																																														
下水道使用料																																														
うち消費税相当額																																														
収納金額																																														
うち消費税相当額																																														
納付期限																																														
		<table><tr><td colspan="3">発行日</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="3">納付期限</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr></table>	発行日						納付期限																																					
発行日																																														
納付期限																																														

(裏)

			督 促 状 本状記載の上水道料金及び下水道使用料が未納となっております。 本状記載の納付期限までにお支払いください すよう、お願いいたします。 松戸市水道事業管理者 印 ◎本状を受け取る前に、既に納付済の場合は行き 違いですのでご了承ください。 ◎納付期限までに納付されない場合は、松戸市下 水道条例の定めるところによって延滞金(下水 道使用料に限ります。)を徴収される場合があり ます。 (教示)
--	--	--	--

様 重要 松戸市水道部からのお知らせ お客様番号 点検部を矢印方向に折り曲げてからゆっくりはがしてください。	給 水 停 止 予 告 状					給 水 停 止 予 告 状		
	量水器番号				水栓番号			
	お客様番号					—		
	請求月	使用月	水量	上水道料金 うち消費税相当額	下水道料金 うち消費税相当額	請求金額 うち消費税相当額		
			m ³	円	円	円		
				円	円	円		
			m ³	円	円	円		
				円	円	円		
	上下水道料金未納金合計額					円		
	う ち 消 費 税 相 当 額					円		
	・納入指定期限 年 月 日							
	・金融機関等で支払う場合は必ず納入通知書をお持ちください。							
	・給水の停止予定日 年 月 日							
						左記に記載の上下水道料金は、さきに督促状を送付しておりますが、いまだに納入がありません。つきましては、左記記載の指定期限までに納入されない場合は、まことに不本意ながら、水道法第15条第3項及び松戸市水道事業給水条例第35条の規定により給水の停止を行います。 なお、給水の停止を受けた場合には給水条例第35条の2の規定により実費として600円を徴収いたします。 年 月 日 松戸市水道事業管理者 印 ※本状を受け取る前に、既に納付済の場合は行き違いですからご了承ください。		

第29号様式

(用紙規格 縦18.0センチメートル 横11.5センチメートル)

第 号
年 月 日

給 水 停 止 通 知 書

松戸市水道事業管理者 印

給水停止予告状の納入指定期限までに水道料金の納入がありませんでしたので、水道法第15条第3項及び松戸市水道事業給水条例第35条の規定により、下記日付をもって給水を停止したので通知します。

記

給水停止日 年 月 日

なお、水道料金及び給水停止に要した費用600円をお支払いいただけるまでは給水できませんのでご了承ください。また、水道料金の納入又は緊急やむを得ない事由のある方は、下記のお問い合わせ先へ至急連絡ください。

《ご使用場所》

《ご使用者名》
様

お客様番号		水栓番号	
口 径		メーター番号	

【水道料金等の未納金額明細】

請求年月	ご使用月	水道料金	下水道使用料	合計金額
合 計				

第1号様式

第1号様式の2

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式から第15号様式の2まで 削除

第16号様式

第17号様式

第18号様式

第19号様式

第20号様式

第21号様式

第22号様式

第23号様式

第24号様式

第25号様式

第26号様式

第27号様式

第28号様式

第29号様式